

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和2年6月30日	
大阪府知事 殿	
提出者	
住所 兵庫県西宮市池田町12-20	
氏名 株式会社 新井組	
代表取締役 倉元 正史	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0798-26-8449	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 新井組
事業場の所在地	兵庫県西宮市池田町12-20
計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	22,363百万円(令和元年12月末)
③従業員数	300人(令和2年3月末)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・各事業場で発生した産業廃棄物は、全て中間処理、再生処理業者に委託する。

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	39 t	1 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	37 t	1 t
	(今後実施する予定の取組)		
・現状の取組を継続			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・がれき（コンクリート塊、アスコン）、木くず、石膏ボード 金属くず、ダンボール 石綿含有建材		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
・同上			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
62 t	6 t	4223 t	59 t

②計画

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
59 t	6 t	4012 t	56 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃石綿			
4 t	t	t	t

②計画

廃石綿			
4 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) —			

(第3面-2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
t	t	t	t

②計画

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃石綿			
0 t	t	t	t

②計画

廃石綿			
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃石綿			
0 t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

廃石綿			
0 t	t	t	t
t	t	t	t

## (第4面-1)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) —		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	39 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	39 t	1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)  ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を取り決めている。			



(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
62 t	6 t	4223 t	59 t
2 t	0 t	7 t	33 t
62 t	6 t	4223 t	59 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

廃石綿			
0 t	t	t	t

②計画

廃石綿			
0 t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃石綿			
4 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	37 t	1 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	37 t	1 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ再利用率の高い業者を選定する</li> <li>・可能な限り優良認定処理業者を使う</li> </ul>			
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

木くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
59 t	6 t	4012 t	56 t
0 t	0 t	0 t	0 t
59 t	6 t	4012 t	56 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃石綿			
4 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 建設廃棄物に係る管理規定

## 1、廃棄物管理体制

### 1.1 社内体制の整備

本社、作業所における関係者の責務と役割を明確にする。(組織図1-1)

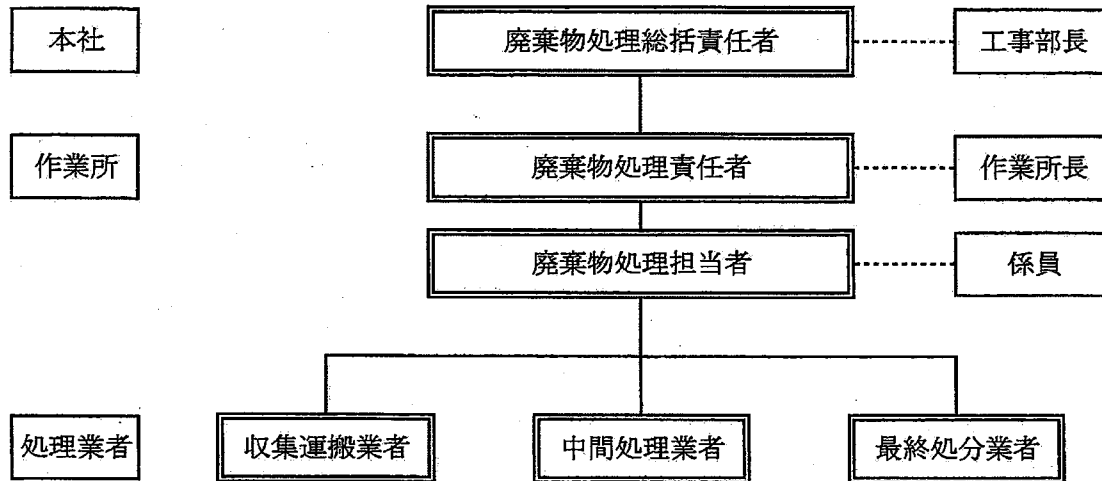


図 1-1 組織図

1.1.1 本社担当部は廃棄物の処理方針を定め、長期的、計画的な処理の管理に努める。  
このため、廃棄物処理総括責任者を定め、以下の業務を行う。

- ① 管理組織の整備
- ② 基本方針の決定
- ③ 処理マニュアルの作成
- ④ 職員、下請業者の教育、指導と啓発
- ⑤ 法令の改正、行政庁の指導内容等の周知
- ⑥ 建設廃棄物の発生量の把握、処理実績の集計および記録

## 2、作業所における処理計画

2.1 廃棄物処理責任者は建設廃棄物の減量化を図るため、ならびに建設廃棄物を適正に処理するために発注者の仕様書等に基づき建設廃棄物の保管、収集、運搬、中間処理および最終処分に関する具体的な処理計画を作成する。

2.2 処理計画の作成にあたっては次の点に留意する。

- ① 発注者および処理予定業者と事前に打合せを行う。
- ② 施工方法を検討し、減量化を計画する。
- ③ 建設廃棄物の発生量を予測する。
- ④ 適切な処理方法を選定する。

## 3、委託処理

### 3.1 委託契約

3.1.1 建設廃棄物の処理を委託する場合には、収集、運搬業者および処分業者から許可証の提示をを求めること等により、以下の項目について確認するとともに、実地調査や写真等によって最終処分場の状況(残存容量等)を確認する。

- ① 業の区分
- ② 産業廃棄物の種類
- ③ 処理施設の能力
- ④ 許可の条件および期限
- ⑤ 発生地と処分地の当道府県知事等の許可

3.1.2 建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に定める委託基準に従って、事前に委託契約を行う。

3.1.3 収集、運搬業者および処分業者とそれぞれ委託契約を行う。

3.1.4 建設廃棄物の処分が完了した場合に、処分業者が排出事業者に処分が完了した旨を速やかに報告させる。

### 3.2 委託の実施

3.2.1 建設廃棄物の委託に際しては、処理計画に基づいた適正な処理が行われるよう適切な措置を講じる。

3.2.2 運搬車両ごとに manifests を発行し、廃棄物の種類、性状、処分方法、処分先および取扱い上の注意すべき事項等を収集、運搬業者におよび処分業者に対し、明確に指示する。

3.2.3 処分業者による処分について manifests により確認するとともに、必要に応じ現地調査等により確認する。